

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告 示

○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件三件

三九二

公 告

○福島県商業まちづくりの推進に関する条例第十条第一項の規定により特定小売商業施設の変更の届出があった件

三九三

福島県病院局

○福島県病院局組織規程の一部を改正する規程

三九三

○福島県病院局処務規程の一部を改正する規程

三九三

福島県選挙管理委員会

○不在者投票のできる施設として指定した件

三九四

告 示

福島県告示第六百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を埴町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年九月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

鈴木勝美 鈴木道夫 鴨志田一穂 安部竹儀 酒井正人 白坂庄右エ門

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和八年農林水産省告示第千八百八十五号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第六百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を桑折町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年九月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

鈴木初次 村社鹿島神社

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和八年農林水産省告示第千八百九十三号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第六百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を金山町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年九月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

岩淵太門 須佐一広 須佐保房 大竹啓二郎 大竹実 滝沢正昭 目黒孝 横山仁

五ノ井謙次 奥一徳 新国廣 菅家クニエ 星カツイ 星源一 星守 黒田清喜

黒田泰吉 黒田長彦 長谷川亨 長谷川重夫 栗城義彦 栗城文太郎 押部賢 押部

剛 横山高次 横山春吉 横山信雄 横山清治 横山猪之助 横山清治 加藤ミサホ

加藤清吉 加藤文一 栗城久 栗城計 栗城喜四郎 栗城喜興志 栗城己之助 栗

城孝一 栗城佐吉 栗城志之茂 栗城正雄 栗城正義 栗城富一郎 栗城

文平 栗城弥生 五ノ井章平 五十嵐勇馬 山内宏 山内次郎 山内林参 若林喜佐

次 酒井清次郎 酒井清次郎 小林正 菅家一 菅家博 菅家英志 菅家英郎 菅家

嘉市 菅家市太 菅家忠雄 星嘉一 星幸造 星幸平 星精 星博市 星精 齊藤留
五郎 長谷川和 長谷川一良 長谷川福治 長谷川文記 長谷川妙子 長谷川良策
渡部章栄 渡部醜像 福田清 福田清 濟藤直衛 濟藤文江 齋藤直衛 齋藤文江
星嘉一 栗田弘正 鈴木秀勇
二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林
の指定施業要件を変更する件（令和八年農林水産省告示第千九百九十号）によること。
（森林保全課）

公 告

公告第百八十四号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例（平成十七年福島県条例第百二十号）第十
条第一項の規定により、特定小売商業施設の新設の届出について次のとおり変更の届出
があった。なお、当該届出を令和八年九月二十五日から同年十二月二十五日まで福島県
商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づく
り・商工労政課、福島市総務部総務課市民情報室、伊達市産業部商工観光課、二本松市
産業部商工課、桑折町産業振興課、川俣町政策推進課及び猪苗代町商工観光課に備え置
いて縦覧に供する。
令和八年九月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 特定小売商業施設の名称及び所在地
- 1 名称 イオン福島店・（仮称）イオンタウン福島南矢野目
- 2 所在地 福島県福島市南矢野目字西荒田五十番地十七ほか
- 二 変更した事項
- 特定小売商業施設を設置する者の代表者の氏名
（変更前）イオン東北株式会社 代表取締役 辻 雅信
（変更後）イオン東北株式会社 代表取締役 西垣 幸則
- 三 届出年月日
令和八年八月三十一日

（商業まちづくり課）

福島県病院局

福島県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和 8 年 9 月 25 日

福島県病院事業管理者 挟 間 章 博

福島県病院局管理規程第 6 号

福島県病院局組織規程の一部を改正する規程

福島県病院局組織規程（平成 16 年福島県病院局管理規程第 1 号）の一部を次のように
改正する。

別表第 1 福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所の項を削る。

附 則

この規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（病院経営課）

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和 8 年 9 月 25 日

福島県病院事業管理者 挟 間 章 博

福島県病院局管理規程第 7 号

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程

福島県病院局処務規程（平成 16 年福島県病院局管理規程第 2 号）の一部を次のように
改正する。

第 14 条の 2 第 1 項第 1 号中 「福島県ふたば医療センター附属病院 ふ医病
福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所 ふ医
診」を「福島県ふたば医療センター附属病院 ふ医病」に改める。

第 19 条の表センター、病院及び診療所の項中「（ふたば医療センター附属ふたば復興
診療所にあつては、所長があらかじめ指定する者）」を削る。

別表第 2 備考を削る。

附 則

この規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

(病 院 経 営 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六条、第百十四条、第百十七号又は第百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、令和八年九月十一日次のとおり指定した。

令和八年九月二十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田良洋

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
ナースングホーム楓	郡山市富田東五丁目一九二